

2021年4月19日

各位

会社名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 山田旬
(コード番号: 2164 東証 JASDAQ グロース)
問い合わせ先 取締役管理本部本部長 松川 真士
(TEL 047-485-1107)

第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の発行並びに
コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2021年4月19日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

① 新株式

(1) 払込期日	2021年5月6日
(2) 発行新株数	普通株式 63,700株
(3) 発行価額	1株につき785円
(4) 資金調達額	50,004,500円
(5) 資本組入額	1株あたり392.5円
(6) 資本組入額の総額	25,002,250円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) その他	前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

② 新株予約権

(1) 割当日	2021年5月6日
(2) 新株予約権の総数	6,370個
(3) 発行価額	総額3,344,250円（新株予約権1個につき525円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	637,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は524円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は637,000株です。
(5) 資金調達の額	503,389,250円（差引手取概算額: 490,889,250円） (内訳) 新株予約権発行による調達額: 3,344,250円 新株予約権行使による調達額: 500,045,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額か

	<p>ら、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。</p>
(6) 行使価額	<p>当初行使価額 785 円</p> <p>当初行使価額は、2021 年 4 月 19 日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%であります。</p> <p>また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>マイルストーン社に対する第三者割当方式</p>
(8) その他	<p>① 行使条件</p> <p>本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2021 年 4 月 19 日）時点における当社発行済株式総数（1,843,800 株）の 10%（184,380 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>④ 本契約における定め</p> <p>上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において</p>

て、次の規定がなされます。

<本新株予約権の行使指示>

割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130% (1,020円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。
- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150% (1,177円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当予定先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社創業者である近間之文が締結した株式貸借契約の範囲内(100,000株)とし、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

<新株予約権の取得請求>

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前(2023年4月5日)の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額(525円)で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

⑤ その他

前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本資金調達のための目的及び理由】

当社は1984年8月に創業し、2007年10月に大阪証券取引所へラクレス市場(現:東京証券取引所

JASDAQ 市場) に上場しております。当社は『人の役に立つ』を経営理念として掲げ、地域に密着したフリーペーパー「ちいき新聞」の発行を中核事業として地域住民に生活情報を届け続けており、今後もフリーペーパー発行事業を核としながら事業領域を拡大し、地域の人と人をつなぎ、あたたかな地域社会を創ることを目指しております。

大阪証券取引所へラクレス市場（現：東京証券取引所 JASDAQ 市場）に上場後は、フリーペーパーの発行エリアを拡大し、facetoface の営業活動を推進するため営業拠点の細分化に注力してまいりました。また、2014 年 12 月には株式会社ショッパー社を子会社化し、発行エリアを大きく拡大し、子会社への設備投資・運転資金を主に借入金により資金調達してまいりました。現在当社は地域密着のフリーペーパー「ちいき新聞」を 3 県 49 エリアで発行しております。

当社の主な収益源はフリーペーパー「ちいき新聞」紙面に掲載する広告収入と「ちいき新聞」への折込チラシ折込収入であり、その他、店舗の販促活動を様々な側面でサポートする販売促進総合支援事業、コミュニティサイト「チイコミ」への店舗情報掲載や店舗 WEB サイト作成等を行う WEB 事業、「ちいき新聞」に折り込んで配布する求人媒体「Happiness」を発行する求人媒体事業、優良な業者を探す地域住民と地元の業者をつなげるサービスを行う業者紹介サービス事業、カルチャーセンターの運営を行うカルチャー事業等を展開しております。

広告業界においては、インターネット広告の進展に伴う顧客獲得・価格競争が恒常化しており、厳しい経営環境が続いておりますが、このような環境の下、当社は地域密着・エリア細分化・高い配布率を武器として、地元の中小企業に限られた予算内で効果的な販促活動ができるインフラを提供することで他社との差別化をはかり、経営理念『人の役に立つ』を体現してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響後は、緊急事態宣言に伴う不要不急の外出自粛、店舗への営業自粛要請を受け、企業の販促需要が急速に縮小し、当該感染症の影響が長引くに従い、当社主要顧客である中小企業の経営状態に打撃を与え、当社の売上高が著しく減少し、2021 年 4 月 1 日公表の「2021 年 8 月期第 2 四半期決算短信[日本基準] (連結)」のとおり、売上高は 1,583,726 千円と前年同期比で 17.5%減少いたしました。また、売上減少に伴い、営業損失は 67,423 千円、経常損失は 55,077 千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は 55,603 千円となりました。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、2020 年 4 月以降、月次売上高が前期に比べ著しく減少しており、前連結会計年度において 292,047 千円の営業損失及び 332,295 千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、この影響は今後数年続くと予想しており、当連結会計年度におきましても、営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上を見込んでおります。当該状況により、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社といたしましては、銀行借入での資金調達による手元資金の確保、政府・自治体の各種補助金・助成金の申請に加え、経営改善が厳しいと判断し子会社の解散、事業拠点の統合、各種コストの見直しによる固定費削減等に努め、収益性の早期改善、事業基盤の強化を図っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない状況下においては、引き続き業績の回復状況を慎重に見極める必要があります。

このような厳しい経営環境において、今後も経営環境の変化に柔軟に対応するためには、当社の財務体質を安定化させ、変化に対応した事業を構築する体制をより一層強化しなければならないと考えております。具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消又は緩和すること、ノンコア事業を成長・拡大させること、新規事業を創出すること、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進すること、運転資金を確保することを喫緊の経営課題と考えております。

当社は、このような喫緊の経営課題に対処すべく、2021 年 8 月期第 2 四半期連結会計期間末で 4.0% まで低下した自己資本比率を上昇させることで財務体質の安定化を図り、主に事業基盤の安定化のために、金融機関への借入金の返済、既存事業の人員体制強化及び収益の柱となる新規事業の開発・育成への資金充当、経営悪化に備えるための運転資金を目的として、本新株発行及び新株予約権による資金調達を行うことといたしました。当社グループにおいては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況等を解消することが経営課題の一つであります。直近の業績水準に照らして事業上の収益

のみでそのような状況等を解消することは困難であり、特に1年以内に約定弁済が必要となる短期借入金及び長期借入金の総額 354,110 千円の返済資金が不足している状況であります。そのため、当社グループとしては、何らかの方法で短期借入金及び長期借入金の返済資金を外部から調達する必要があるところ、デット・ファイナンスによっては自己資本の充実による財務体質の健全化をなしえない一方で、エクイティ・ファイナンスでは財務体質の健全化を図りつつ当該返済資金の調達も可能であります。また、運転資金の一部として使用していた借入金の返済に充当することで金利負担コストを軽減し、財務構造の健全化を図ることが可能であるため、当社グループの経営課題の一つである継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消又は緩和に寄与するものであります。

また、ノンコア事業の成長と拡大、新規事業の創出及びDXの推進が当社グループの経営課題であるところ、これらの投資により、既存のコア事業であるフリーペーパー事業の業績を維持しつつ、それ以外の既存事業の成長と拡大を目指すことが可能となります。また、これらの投資により、DX推進のためのシステム開発等の新規事業の開発も見込まれるため、新規事業の創出及びDXの推進といった経営課題の解消にも資すると考えられます。当社は、既存事業の人員体制を強化するための投資費用として48,889 千円を使用し、また、DXの推進にあたってシステム開発等の新規事業開発のための投資費用として51,732 千円を使用する予定であります。既存事業の人員体制を強化するための費用の具体的な内訳としては、現在規模を拡大しているWEB事業、求人媒体事業、業者紹介サービス事業等で合計3名の人員を増強することで採用、給与及び賞与に係る費用として合計20,952 千円が必要となる予定であります。また、既存事業のフリーペーパー事業についても、人員が不足しているため、4名の人員を補強する予定であり、これに伴う費用としては、合計27,937 千円が必要となる予定であります。これらの投資は、既存のコア事業であるフリーペーパー事業の業績を維持しつつ、WEB事業、求人媒体事業、業者紹介サービス事業等のノンコア事業を成長及び拡大させることに寄与するものであります。また、DXの推進にあたってシステム開発等の新規事業開発のための投資費用の具体的な内訳としては、システム開発に係る費用として合計44,748 千円が必要となり、開発予定の新規事業の事業開始に伴い1名の人員を増強することで採用、給与及び賞与に係る費用として合計6,984 千円が必要となる予定であります。これらの投資は、一時的な出費は伴うものの中長期的に見れば、昨今の事業環境に即した新たな収益の柱を構築し、当社グループを成長及び発展させることに寄与するものであります。

そして、当社は、今回の調達資金のうち86,163 千円を事業運営のための人件費、フリーペーパー配布員への業務委託費、仕入費用をはじめとする買掛金の支払い等の運転資金に充当する予定であります。当社グループにおいては、事業基盤を安定化させるために、手元現金について一定のバッファを持ち、予期せぬ出費が必要となった場合であっても対応できるよう運転資金を確保することが経営課題の一つとなっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化していることで各企業の販促需要回復も不透明な状況において、手元現金について一定のバッファを持ち、予期せぬ出費が必要となった場合であっても、対応できる状況を確保することが事業基盤を安定化させるために重要であります。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた今期のこれまでの損益実績が継続することを前提に作成されたキャッシュ・フローの予想を踏まえて金額を算出しております。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本新株式並びに本新株予約権の発行（以下、総称して「本資金調達」という。）を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせた方法により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資等の資金調達手段を検討いたしました。間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であり、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度

に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）について

本資金調達方法は第三者割当による新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせせております。上記のとおり、直接金融についての検討の中で、全額を第三者割当増資による新株式発行で調達することについても検討いたしましたが、第三者割当増資による新株式発行で全額を調達することができるような割当先を見出すことは困難でありました。しかし、必要とする資金全額を新株予約権の発行により調達とした場合、株価動向によっては新株予約権の行使が進まず、短期的に必要な資金調達を行うことが難しくなる可能性があります。そのため、第三者割当による新株式の発行と新株予約権の発行を併用することといたしました。これによって、当面の資金需要に対応しつつ、下記のとおり、株式価値希薄化への配慮をしつつも、当社主導での資金調達が可能となります。

本新株式と同時に発行される本新株予約権は、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮しつつも資金調達が可能

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせせて資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりますが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はなされていると考えます。また、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2021年4月19日）時点における当社発行済株式総数（1,843,800株）の10%（184,380株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されておりますので、一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。その一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の34.55%（637,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告行っただうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそち

らに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、最短で6ヶ月の頻度において、本新株予約権の行使価額を当該行使価額修正に係る取締役会決議の前取引日における株価の90%に相当する金額に修正することが可能となっております。行使価額修正条項が設定されていることで、仮に当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合においても、行使価額の修正を行うことで割当予定先に本新株予約権の行使を促すことが可能となります。

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させることで自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、行使価額の修正を行うことで、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる一方で、下記に記載するコミットメント条項（行使指示条項）を通じて、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

（1）行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。下限行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2021年4月16日）の終値である872円に60%を乗じた価格である524円です。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額を修正次第速やかに開示いたします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続きにかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

（2）行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」

といたします。) することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。ただし、行使指示による行使に係る本新株予約権の株式数は、下記「(3) 行使制限条項」に定められるように、当社発行済株式総数の10%を超えることはありません。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(1,020円)を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(1,177円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社創業者である近間之文が締結した株式貸借契約の範囲内(100,000株)とし、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

本契約に基づき当社が行使指示を行った場合、当社は、速やかにその旨を開示いたします。

(3) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2021年4月19日)時点における当社発行済株式総数(1,843,800株)の10%(184,380株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(4) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(2)記載の行使

指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、本スキームには行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記の通り、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	553,393,750 円
内訳 (本新株式の発行による調達額)	50,004,500 円
(本新株予約権の発行による調達額)	3,344,250 円
(本新株予約権の行使による調達額)	500,045,000 円
発行諸費用の概算額	12,500,000 円
差引手取概算額	540,893,750 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用 8,500,000 円、登記費用関連費用 3,000,000 円、その他諸費用 (株式事務手数料・外部調査費用) 1,000,000 円となります。
3. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加または減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式に係る手取金の使途>

	具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
①	財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金	50,000	2021年5月～2022年4月

<本新株予約権に係る手取金の使途>

	具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
①	財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金	304,110	2021年5月～2022年4月
②	既存事業の人員体制強化並びに新規事業開発資金	100,621	2021年5月～2023年4月
③	運転資金	86,163	2021年5月～2023年4月

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理することとしています。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。そのため、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、手持ち資金又は他の資金調達により充当し、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。上記は、現時点における優先順位の順に①、②、③と記載

しており、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、優先順位の高位から順次充当して参りますが、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。また、見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。

具体的な資金使途は以下のとおりです。

① 財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金

本調達資金は、中長期成長を牽引する新規事業の開発に向けた人員増強・システム開発、既存事業のさらなる合理化・効率化を目指すための設備投資への充当を優先すべきと判断する一方で、自己資本比率等の経営指標を高め、財務の健全化を目指すことも同じく重要であると考えております。当社は財務の健全化を図るうえで借入債務と現預金のバランスを注視しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、現預金に対する借入債務の割合が増加しています。そこで、運転資金の一部として使用していた借入金の返済に充当することで金利負担コストを軽減し、財務構造の健全化を図るため 354,110 千円を短期借入金及び長期借入金の返済に充当する予定であります。

② 既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金

当社の持続的成長のため、当社は今後も、既存業態のサービス力・商品力の向上、生産性の向上を図ることで、地元企業から愛されるサービスを目指し他社との差別化を図ります。加えて、今後も売上高を維持することを目標としている既存の主力事業であるフリーペーパー事業で合計 4 名、現在規模を拡大している WEB 事業、求人媒体事業、業者紹介サービス事業等で合計 3 名の人員を増強し成長スピードを加速し、売上シェアを伸ばしてまいります。また、既存事業の収益状況を注視しながら、新規事業開発を支援する会社と検討している DX を活用した事業等、消費者ニーズに対応した新規事業の開発による事業の柱の育成が必要不可欠であると考えており、新規事業の開発及び当該事業における人員の採用に投資する予定であります。

常に変化する経営環境に対応しながら、既存事業の成長を加速し、新規事業の開発・育成を図るために人員の増強費用として 48,889 千円、デジタルトランスフォーメーションの強化によるシステム開発費用、並びに新規事業開発のための投資資金として 51,732 千円、合計 100,621 千円を充当する予定であります。

③ 運転資金

新型コロナウイルスの感染拡大は、一進一退で未だ終息が見えない状況が続いております。政府・自治体の緊急事態宣言に伴う不要不急の外出自粛、店舗への営業自粛要請を受け、企業の販促需要が急速に縮小し、当該感染症の影響が長引くに従い、当社主要顧客である中小企業の経営状態に打撃を与え、当社の売上高が著しく減少し、2021 年 8 月期第 2 四半期連結累計期間の売上高は 1,583,726 千円と前年同期比で 17.5%減少いたしました。また、当社の売上高減少に伴い、営業損失は 67,423 千円（前年同期は営業損失 25,197 千円）、経常損失は 55,077 千円（前年同期は経常損失 16,676 千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失 55,603 千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失 22,500 千円）となりました。当社が展開する広告事業においては、インターネット広告の進展に伴う顧客獲得・価格競争が恒常化しており、新型コロナウイルスの影響が長期化していることで各企業の販促需要回復も不透明な状況にあります。そのような状況下において、当該感染症の感染拡大が長引くことによる経営環境の悪化に備え、引き続き事業拠点の統合、各種コストの見直しによる固定費削減等に努め、支出の最適化を図ってまいります。さらなる事態に備え、今回の資金調達のうち、86,163 千円を事業運営のための人件費、フリーペーパー配布員への業務委託費、仕入費用をはじめとする買掛金の支払い等の運転資金に充当することで、事業基盤の安定化を図る方針であります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況が想定以上に悪化、長期化した場合等、資金使途について変更する可能性がございますが、その際は速やかに開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株式及び本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株式及び本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当該借入金を返済し、手元資金を維持しつつ、負債を減少させることにより、財務基盤の改善を図り、その上で事業の拡大を行うことは、成長基盤の確立と企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上に資する合理的なものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株

本新株式の発行価額につきましては、当社普通株式の取引量と株価の推移、一時的な相場変動等を考慮し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日(2021年4月16日)の終値である872円に90%を乗じた価格である785円を参考に1株785円(ディスカウント率10%)といたしました。

発行価額の決定については、本新株式により生じる当社株式の希薄化、株式売却による株価下落リスク等を勘案しつつも、2020年8月期に続き、2021年8月期も営業損失見込みである当社の業績動向、短期及び長期借入金が増加している現在の財務状況、年初から低迷する株価動向等を考慮し、企業価値及び株主価値の向上を図るため、割当予定先のディスカウントの要望を一定程度受け入れ、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の前取引日の終値872円に対する乖離率は-9.98%、取締役会決議日の前取引日までの1か月間の終値平均889円に対する乖離率は-11.70%、取締役会決議日の前取引日までの3か月間の終値平均924円に対する乖離率は-15.04%、取締役会決議日の前取引日までの6か月間の終値平均868円に対する乖離率は-9.56%となっております。

かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、以上のことから、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員より、本新株式の発行条件が特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(代表取締役社長 野口真人、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下、「プルータス」という。)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価(872円)、行使価額(785円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利子率(-0.132%)、株価変動性(58.23%)、当社と割当予定先であるマイルストーン社の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件(行使価額の修正等)を考慮し、評価を実施しました。当社はプルータスによる評価結果を参考に、第4回新株予約権の1個当たりの払込金額を評価結果と同額の525円(1株当たり5.25円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(2021年4月16日)の終値である872円に90%を乗じた価格である785円を参考に1株785円(ディスカウント率10%)に決定いたしました。行使価額の決定については、本新株予約権の行使により生じる当社株式の希薄化、当該株式売却による株価下落リスク等を勘案しつつも、2020年8月期に続き、2021年8月期も営業損失見込みである当社の業績動向、短期及び長期借入金が増加している現在の財務状況、年初から低迷する株価動向等を考慮し、企業価値及び株主価値の向上を図るため、割当予定先のディスカウントの要望を一定程度受け入れ、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均889円に対する乖離率は

-11.70%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均924円に対する乖離率は-15.04%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均868円に対する乖離率は-9.56%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員より、プルータスは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の第三者割当及び本新株予約権の行使による発行株式数は700,700株であり、2021年4月19日現在の当社発行済株式総数1,843,800株に対し38.00%（2021年4月19日現在の当社議決権個数18,427個に対しては38.03%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、本資金調達には、当社グループの事業規模拡大及び財務基盤の強化を目的に行うものであり、当社企業グループ全体での売上高及び利益の向上並びに財務体質の安定化につながることから、中長期的には企業価値の向上による既存株主の皆様利益拡大が図られると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

さらに、本新株式及び割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の700,700株を行使期間である約2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約1,400株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高13,000株、過去2年間にわたる1日当たり平均出来高71,300株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、2018年8月期0.99円、2019年8月期12.06円、2020年8月期△180.26円となっております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

本資金調達の割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4) 事 業 内 容	投資事業		
(5) 資 本 金	10百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成24年2月1日 (注)		
(7) 発 行 済 株 式 数	200株		
(8) 決 算 期	1月31日		
(9) 従 業 員 数	4人		
(10) 主 要 取 引 先	株式会社SBI証券		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2019年1月期	2020年1月期	2021年1月期
純 資 産	1,083	1,635	2,251
総 資 産	2,486	2,629	2,822
1株当たり純資産(円)	5,418,040	8,176,957	11,257,821
売 上 高	2,668	3,391	4,341
営 業 利 益	146	847	735
経 常 利 益	157	834	747
当 期 純 利 益	93	551	616
1株当たり当期純利益(円)	469,366	2,758,916	3,080,865
1株当たり配当金(円)	0	0	0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(平成21年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力でなく、反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いこと、第三に短期的な資金ニーズに対応するために新株式及び新株予約権の引受を行っていただけることを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。割当予定先候補であったマイルストーン社から、当社は IR の一環として面談を申し込まれた経緯がございます。本資金調達の検討の過程でマイルストーン社も含めた割当予定先候補と協議・交渉を行う中で、上記の前提条件を充たしたうえで、当社の資金調達に関する意向を尊重いただける割当予定先として、マイルストーン社を選定いたしました。

このような検討を経て、当社は、2021年4月19日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約49社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株式及び本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株式に加え本新株予約権が全部行使された際、当社が当社の筆頭株主となりますが、当社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式の売却の優先順位についても特段の取り決めはありませんが、本新株式及び本新株予約権を中長期において保有する意向はないため、当社の意向を尊重し、新株予約権の行使による資金調達を優先しつつ、市場動向を勘案しながら本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式と合わせて本新株式を順次売却する方針と伺っております。

また、当社は、割当予定先より、本新株式について払込期日より2年以内に、割当予定先に割当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2020年2月1日から2021年1月31日に係るマイルストーン社の第9期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が4,341百万円、営業利益が735百万円、経常利益が747百万円、当期純利益が616万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2021年1月31日現在の純資産が2,251百万円、総資産が2,822百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2021年3月24日現在の預金残高が1,483百万円であることを確認し、残高照会の時点から払込時まで大きな変動及びその予定がないことをマイルストーン社と口頭で確認を行い、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株式並びに、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株式並びに本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の創業者である近間之文との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の創業者である近間之文との間で、2021年4月19日から2023年5月5日までの期間において当社普通株式100,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2021年2月28日現在)		募集後	
近間 之文	33.07%	近間 之文	31.96%
株式会社中広	6.83%	株式会社中広	6.61%
松井証券株式会社	6.74%	松井証券株式会社	6.52%
ダイオープリンティング株式会社	2.78%	マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	3.34%
近間 久子	2.69%	ダイオープリンティング株式会社	2.69%
地域新聞社従業員持株会	2.00%	近間 久子	2.60%
日本証券金融株式会社	1.84%	地域新聞社従業員持株会	1.93%
野村証券株式会社	1.82%	日本証券金融株式会社	1.78%
マネックス証券株式会社	1.65%	野村証券株式会社	1.76%
松戸 晴江	1.48%	マネックス証券株式会社	1.59%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、2021年2月28日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2021年5月6日から2023年5月5日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

2021年8月期の業績の見通しにつきましては、2021年4月9日に発表いたしました「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項、

本新株式と本新株予約権は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

そのため当社は、経営者から一定程度独立した特別委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。具体的には、当社社外監査役である色部文雄氏、小泉大輔氏及び丸野登紀子氏の独立役員3名で構成する特別委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本資金調達増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が、本委員会から2021年4月19日付で入手した本第三者割当に関する意見の概要は以下の通りです。

<本委員会による意見の概要>

1. 本第三者割当の必要性

(1) 本第三者割当の目的

本第三者割当は、①財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金、②既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金の確保、並びに③運転資金の確保を目的としているとのことであるが、以下に述べるとおり、本第三者割当は、貴社の経営課題を解決するために、一定の必要性が認められると判断することができる。

(2) 財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金

貴社グループにおいては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況等を解消することが経営課題の一つであるが、直近の業績水準に照らして事業上の収益のみでそのような状況等を解消することは困難であり、特に1年以内に約定弁済が必要となる短期借入金及び長期借入金の総額354,110千円の返済資金が不足している状況である。そのため、貴社グループとしては、何らかの方法で短期借入金及び長期借入金の返済資金を外部から調達する必要性が認められるところ、デット・ファイナンスによっては自己資本の充実による財務体質の健全化をなしえない。他方で、エクイティ・ファイナンスでは財務体質の健全化を図りつつ当該返済資金の調達も可能である。

したがって、エクイティ・ファイナンスである本第三者割当は、2021年8月期第2四半期連結会計期間末で4.0%まで低下した自己資本比率を上昇させることで財務体質の安定化を図ることにより、経営課題の一つである継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況等を緩和又は解消させることにつながり、本第三者割当を行う必要性が認められる。

(3) 既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金の確保

貴社グループは、調達した資金の一部を、既存事業の人員体制強化及び新規事業の開発・育成を図るために、人員の増強費用及びシステム開発等の新規事業開発のための投資資金に充当する予定である。

ノンコア事業の成長と拡大、新規事業の創出及びDXの推進は貴社グループの経営課題であるところ、これらの投資により、既存のコア事業であるフリーペーパー事業の業績を維持しつつ、それ以外の既存事業の成長と拡大を目指すことが可能となる。また、これらの投資により、DX推進のためのシステム開発等の新規事業の開発も見込まれるため、新規事業の創出及びDXの推進といった経営課題の解消にも資すると考えられる。

したがって、当該投資に係る資金の調達を目的とする本第三者割当には、その必要性が認められる。

(4) 運転資金の確保

貴社グループにおいては、事業基盤を安定化させるために、手元現金について一定のバッファを持ち、予期せぬ出費が必要となった場合であっても対応できるよう運転資金を確保することが経営課題の一つとなっている。

したがって、運転資金を確保するために行う本第三者割当には、その必要性が認められる。

(5) 結論

以上より、貴社が、①財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金、②既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金の確保、並びに③運転資金の確保を目的として本第三者割当を行うことは、貴社の経営課題に鑑みて、一定の必要性が認められると考えられる。

2. 本第三者割当の相当性

本第三者割当については、以下のとおり、貴社グループの経営課題に鑑みても、①資金使途の相当性、②割当先の適切性及び妥当性、③資金調達手段選択の妥当性、④発行条件の相当性が認められることから、本第三者割当による資金調達には相当性が認められると判断できる。

(1) 資金使途の相当性

ア 概要

本第三者割当による調達資金の具体的な使途、金額及び支出予定時期は、以下のとおりとのものである。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① 財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金	354,110	2021年5月～2022年4月
② 既存事業の人員体制強化並びに新規事業開発資金	100,621	2021年5月～2023年4月
③ 運転資金	86,163	2021年5月～2023年4月

なお、一般論として市場環境の変化等の事情により本新株予約権の行使が進まない可能性はあり、本新株予約権の権利行使期間内に本新株予約権すべての行使が行われない場合もありうる。そのような場合及び本新株予約権の権利行使期間内に貴社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。そのため、当初計画通りに資金調達ができない可能性がある。その場合には、貴社手持ち資金又は他の資金調達により充当し、又は、各資金使途に係る投資・支払の中止・規模縮小等により対応する予定とのことである。上記は、現時点における優先順位の順に①、②、③と記載しており、貴社は、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、優先順位の高位から順次充当する予定とのことである。

なお、上記の充当順位等の方針は、現時点でのものであり、今後の状況に応じて適宜見直しを行う可能性があり、また、見直しを行う場合には、速やかに開示するとのことである。

以上の充当順位等の方針については、手元資金をある程度維持しつつ、短期借入金及び長期借入金を返済し、負債を減少させることにより、財務基盤の改善を図ったうえで、事業の拡大を目指すというものであり、成長基盤の確立と企業価値の向上につながるものであると考えられる。かかる方針は、下記の資金使途の具体的内容、金額及びそれらの相当性を踏まえれば、特段不合理な点は見当たらず、相当であると考えられる。

イ 財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金

貴社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、2020年8月と2020年10月に金融機関から合計480,000千円を借り入れており、2021年3月末時点で、合計約800,000千円を借り入れているとのことであり、1年以内に354,110千円の約定返済が必要になるとのことである。当該借入金の返済原資となる資金は本第三者割当による調達資金の他に目途が立っておらず、本第三者割当による資金調達額約550,000千円のうち、1年以内に約定返済が必要となる354,110千円を短期借入金及び長期借入金の返済資金に充当することには資金使途としても金額としても相当性が認められる。

また、運転資金の一部として使用していた借入金の返済に充当することで金利負担コストを軽減し、財務構造の健全化を図ることが可能であるため、貴社グループの経営課題の一つである継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消又は緩和に寄与するものである。

したがって、上記の資金使途及び金額は相当であると考えられる。

ウ 既存事業の人員体制強化並びに新規事業開発資金

(ア) 概要

貴社は、既存事業の人員体制強化及び新規事業の開発・育成を図るために、人員の増強費用及びDX推進のためのシステム開発費用等の新規事業開発のための投資資金として、合計で約100,621千円を使用する予定である。

(イ) 人員体制強化並びに新規事業開発資金に係る費用及びその相当性

貴社は、既存事業の人員体制を強化するための投資費用として48,889千円を使用し、また、DXの推進にあたってシステム開発等の新規事業開発のための投資費用として51,732千円を使用する予定である。まず、既存事業の人員体制を強化するための費用の具体的な内訳としては、現在規模を拡大しているWEB事業、求人媒体事業、業者紹介サービス事業等で合計3名の人員を増強することで採用、給与及び賞与に係る費用として合計20,952千円が必要となる予定である。また、既存事業のフリーペーパー事業についても、人員が不足しているため、4名の人員を補強する予定であり、これに伴う費用としては、合計27,937千円が必要となる予定である。

貴社グループにおいては、ノンコア事業の成長と拡大が経営課題であるところ、これらの投資は、既存のコア事業であるフリーペーパー事業の業績を維持しつつ、WEB事業、求人媒体事業、業者紹介サービス事業等のノンコア事業を成長及び拡大させることに寄与するものであり、本開示資料等における各費用の金額についても過大とは見受けられないため、資金使途の相当性が認められる。

次に、DXの推進にあたってシステム開発等の新規事業開発のための投資費用の具体的な内訳としては、システム開発に係る費用として合計44,748千円が必要となり、開発予定の新規事業の事業開始に伴い1名の人員を増強することで採用、給与及び賞与に係る費用として合計6,984千円が必要となる予定である。

貴社グループにおいては、新規事業の創出及びDXの推進が経営課題であるところ、これらの投資は、一時的な出費は伴うものの中長期的に見れば、昨今の事業環境に即した新たな収益の柱を構築し、貴社グループを成長及び発展させることに寄与するものである。また、本開示資料等における各費用の金額についても過大とは見受けられない。したがって、資金使途及び金額の相当性が認められる。

(ウ) 小括

以上のとおり、既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金に係る費用は、資金使途としての相当

性が認められ、金額としても過大でなく相当である。

エ 運転資金

貴社は、今回の調達資金のうち 86,163 千円を事業運営のための人件費、フリーペーパー配布員への業務委託費、仕入費用をはじめとする買掛金の支払い等の運転資金に充当する予定である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化していることで各企業の販促需要回復も不透明な状況において、手元現金について一定のバッファを持ち、予期せぬ出費が必要となった場合であっても、対応できる状況を確保することが事業基盤を安定化させるために重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた今期のこれまでの損益実績が継続することを前提に作成された本開示資料等におけるキャッシュ・フローの予想に照らし、86,163 千円という金額が過大であるとは考えられない。

したがって、事業基盤を安定化させることの重要性、キャッシュ・フローの予想に照らして運転資金に充当する予定の金額が過大とはいえないことを踏まえれば、上記の資金使途及び金額は相当であると考えられる。

(2) 割当先の適切性及び妥当性

マイルストーン社は、純投資目的での投資を行っており、投資先の経営方針に介入する意思も有していない、また、新株式、新株予約権又は新株予約権付社債の引受けを主な投資手法とする投資会社である。マイルストーン社は、市場動向を勘案しつつ適時に新株予約権を行使した上で、東京証券取引所に提出した確約書に反しない範囲で、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した貴社株式を市場に売却していくことを基本方針としている。マイルストーン社は、設立以降現在までに、貴社を除く上場企業約 49 社から、第三者割当方式による新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の引受けを行った実績を有する。

貴社は、本第三者割当における割当先としては、①経営への介入を排除すべく、純投資を目的とした投資を行い、貴社の事業内容や中長期事業計画について貴社の経営方針を尊重する割当先であること、②本新株式及び本新株予約権の行使により取得した貴社株式を最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与する割当先であること、③短期的な資金ニーズに対応するために当該割当先により新株式及び新株予約権の引受けがなされることを重視し、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めていたとのことである。

これらの貴社の重視したポイントについては、短期的な資金ニーズに対応しつつ貴社の企業価値の向上を図る一方で、割当予定先において純投資目的で貴社の経営に介入しないこととすることで、貴社の資本構成のバランスを図ったものと考えられる。また、割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により取得した貴社株式を市場に売却することにより、流動性向上に寄与することを企図したものであると考えられる。したがって、貴社が重視したポイントについては一定の合理性が認められる。

この点、上記のマイルストーン社の実績は公表された情報からも確認することができ、マイルストーン社による新株予約権の行使は市場動向に応じて適時に行われていることが推認できるとのことである。マイルストーン社は、貴社の企業価値向上を期待した純投資である旨の表明をしているとともに、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式の売却の優先順位について特段の取決めはないものの、本新株式及び本新株予約権を中長期において保有する意向はないため、貴社の意向を尊重し、新株予約権の行使による資金調達を優先しつつ、市場動向を勘案しながら本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式と合わせて本新株式を順次市場に売却する方針とのことであり、貴社の経営方針に介入する意思も有していないことが窺える。

また、マイルストーン社の過去の上記実績及び方針を踏まえると、マイルストーン社を本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定することは、新株予約権については、株価の推移次第ではあるものの、適時の資金確保を図るという今回の発行目的に合致する。

したがって、マイルストーン社は、本新株式及び本新株予約権の割当先として貴社が重視する上記①～③の要件を満たしていることが認められる。なお、貴社は、割当予定先候補であったマイルストーン

社から、IRの一環として面談を申し込まれ、本資金調達の検討の過程でマイルストーン社も含めた割当予定先候補と協議・交渉を行う中で、上記の①～③の条件を充たしたうえで、貴社の資金調達に関する意向を尊重する割当予定先として、マイルストーン社を選定するに至ったとのことである。以上の事実を照らせば、貴社が本新株式及び本新株予約権の割当先としてマイルストーン社を選択したことは適切かつ妥当であると判断できる。

なお、マイルストーン社からは、本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金は自己資金であること及び預金口座の残高照会の写しを確認しており、本新株式及び本新株予約権の払込みに必要な資金を保有していることを確認しているとのことである。また、同社及びその役員若しくは主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しており、外部機関である株式会社トクチョーの調査によってもその旨の確認を得ているとのことである。これらの観点からも割当先としての適切性に問題は見受けられない。

（3）資金調達手段選択の妥当性

本第三者割当は、以下のとおり、①他の資金調達手段との比較における相当性、②本新株式及び本新株予約権の組み合わせによることの合理性が認められることから、資金調達手段として妥当といえる。

ア 他の資金調達手段との比較

（ア）金融機関からの借入れ等のいわゆるデット・ファイナンスとの比較

貴社の近時の業績及び取引金融機関からの既存借入の金額が増加している現状を踏まえると、取引金融機関からの追加融資を受けることは困難であり、また、その他の金融機関からの新規借入についても同様に困難であると考えられる。

また、間接金融（銀行借入）による資金調達については、調達資金額が全額負債となるため、自己資本比率の低下を招き、財務健全性の更なる低下を招くため、適切ではない。

したがって、貴社の資金調達の必要性を満たす資金調達手段として、金融機関からの借入は現実的ではなく、また、適切であるとも言えない。

（イ）他のエクイティ・ファイナンスとの比較

公募増資については、本新株式の第三者割当に比べ、調達に時間を要し、かつ、本新株式及び本新株予約権の第三者割当に比べ事務手数料等の募集コストが割高であり、貴社の財政状態及び業績に鑑みると、実行することが現実的に難しい。

したがって、今回の資金調達方法として適当でない。

イ 本新株式及び本新株予約権の組み合わせの合理性

（ア）当面の資金需要への対処

貴社は、直接金融について検討する中で、全額を第三者割当増資による新株式発行で調達することについても検討したものの、第三者割当増資による新株式発行で全額を調達することができるような割当先を見出すことは困難であった。一方で、必要とする資金全額を新株予約権の発行により調達とした場合、株価動向によっては新株予約権の行使が進まず、短期的に必要な資金調達を行うことが難しくなる可能性がある。

そのため、本第三者割当においては、新株式の発行と新株予約権の発行を併用している。マイルストーン社に割り当てられる本新株式の発行により、貴社の早期の資金需要を満たすことが可能となる一方で、かかる本新株式の発行のみでは、貴社の将来的な資金需要を満たすことができない見込みであるため、これに加えて、マイルストーン社への本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達スキームとなっている。これにより、当面の資金需要に対応しつつ、下記のとおり、株式価値希薄化への配慮をしつつも、貴社主導での資金調達が可能となる。

（イ）流動性の向上

マイルストーン社への本新株予約権の第三者割当は、行使により取得される貴社株式の売却が実現すれば、貴社株式の流動性に寄与するものである。マイルストーン社は、本新株予約権の行使により取得した貴社株式については、貴社の営業キャッシュ・フローや株価の推移を見ながら順次市場にて売却することを想定している。これによってマイルストーン社に割り当てられる本新株予約権の行使により発行される株式約 637,000 株が市場に流れることになり、流動性の向上が見込まれる。

(ウ) 資金調達の柔軟性

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで、一度に生じる希薄化の規模を抑制し株価への下落圧力を可及的に軽減するとともに、本新株予約権について取得条項が付された設計とすることで、既存株主の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっている。

本新株予約権の取得条項の具体的な内容としては、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、貴社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行った上で、発行価額と同額で割当予定先から取得することが可能というものである。これにより、貴社がより有利な資金調達方法、又は、より有利な割当先を確保することができた場合はそちらに切り替えることが可能となる。

(エ) 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権は、当初行使価額にて原則固定されているが、本新株予約権の割当日の 6 ヶ月を経過した日以降に開催される貴社の取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる条件が付されている。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における貴社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値）の 90%に相当する金額（1 円未満の端数を切り上げ）に修正される。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額¹となる。また、貴社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、貴社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額を開示するものとされている。なお、上記にかかわらず、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過しなければ、貴社は新たな行使価額修正をすることはできない。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことによって、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となる。他方で、1 回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには 6 ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 4 条に規定される MSCB 等に該当せず、MSCB 等の転換又は行使の状況に関する毎月の開示義務にかかる時間、人的コスト等が軽減される。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整される。

また、割当予定先は純投資目的であるため、貴社の業績・株式市況により株価が行使価額を上回らない場合には、本新株予約権の行使は行われない可能性が高く、本新株式のみを一度に発行する場合と比べて第三者割当による資金調達をもたらす希薄化の影響を抑制でき、株価下落リスクも限定することができる。

株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができるが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2021 年 4 月 19 日）時点における貴社発行済株式総数（1,843,800 株）の 10%（184,380 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されている。かかる行使制限条項により、割当予定先が貴社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となる。その一方で、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された契約においては、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、貴社がマ

¹ 下限行使価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日（2021 年 4 月 16 日）の終値である 872 円に 60%を乗じた価格である 524 円である。

イルストーン社に対し、一定割合の本新株予約権の行使を指示することが可能な条項（以下「本行使指示条項」という。）²が付されているため、既存株式の希薄化に配慮しつつも資金調達が可能な設計がなされていると見られる。なお、当該契約に基づく行使指示は 2 日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近 7 連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる貴社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と貴社創業者である近間之文が締結した株式貸借契約の範囲内（100,000 株）とし、直近 7 連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしている。また、貴社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前 11 取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、貴社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできない。また、当該契約に基づき貴社が行使指示を行った場合、貴社は、速やかにその旨を開示することとされている。

（オ）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、貴社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されることはない。また、貴社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記の行使指示条項を含む契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっている。

なお、本新株式については、割当予定先であるマイルストーン社との間で、譲渡に関する特段の制限はない。

（カ）調達方法の主な留意事項（デメリット）

本新株予約権による資金調達には、以下のとおり留意すべき事項がある。もっとも、上記のとおり、機動的な資金調達が貴社の主導により達成することが可能となること等から、貴社にとって以下のデメリットを上回る優位性が認められる。

- ① 本新株予約権は、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点がある。
 - ・ 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できず、行使期間満了の 1 ヶ月前以降に残存する本新株予約権については払込価額と同額での取得請求がなされる可能性があり、事実上本新株予約権による資金調達ができない仕組みとなっていること。
 - ・ 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となること。
 - ・ 一時に資金調達することはできず、貴社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があること。
- ② 割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する貴社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した貴社株式については市場動向を勘案しながら速やかに売却する予定であるため、割当予定先による貴社株式の売却により、貴社株価が下落する可能性がある。

（キ）小括

以上の各事情によれば、貴社が本第三者割当てによる資金調達を本新株式及び本新株予約権の組み合わせで行うことは、デメリットも踏まえた上で多角的に検討されたものであるとともに、既存株主の株式の希薄化に配慮しつつ、貴社の資金需要に柔軟に対応しうるものであり、割当先及び金額の内訳を含めて、合理的な手法と認められる。

² 本行使指示条項の主な内容は、以下のとおりである。

- ① JASDAQ における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130%（1,020 円）を超過した場合、貴社は、当該日の出来高の 15% を上限に、マイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができる。
- ② JASDAQ における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 150%（1,177 円）を超過した場合、貴社は、当該日の出来高の 20% を上限に、マイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができる。
- ③ 行使指示を受けたマイルストーン社は、原則として 10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使する。

(4) 発行条件の相当性

ア 発行価額等の合理性

(ア) 本新株式

本新株式の発行価額は、1株785円であるところ、これは、本新株式発行の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」という。）である2021年4月16日の東京証券取引所における貴社株式の終値（以下「終値」という。）(872円)に対しては10%のディスカウント、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(889円)に対しては11.70%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(924円)に対しては15.04%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(868円)に対しては9.56%のディスカウントを行った金額であるが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案したものであり、貴社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議の上決定されたものであることに鑑みれば、本新株式の発行価額は、会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」には該当しないものと思料される。

(イ) 本新株予約権

本新株予約権の払込金額は総額3,344,250円（1個当たり525円）であるところ、これは、貴社が本新株予約権の価額の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」という。）に依頼し、同社が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して算定した評価額に基づき、合意された金額とのことである。ブルータスが算定に用いた採用数値及び評価ロジックは、一般的なものであり、これに依拠することができないと認められる特段の事情は認められず、本新株予約権の発行価額はブルータスが算定した価額を下回る水準ではない。

また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における貴社株式の終値872円に90%を乗じた785円（ディスカウント率10%）と決定したとのことである。本新株予約権の行使価額である1株当たり785円は、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(889円)に対しては11.70%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(924円)に対しては15.04%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(868円)に対しては9.56%のディスカウントを行った金額である。本新株予約権の行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案したものであると考えられる。

そして、上記払込金額での本新株予約権の発行価額については、第三者算定機関の選定が妥当であること、貴社から独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しないものと思料される。

(ウ) 小括

以上の各事情によれば、本第三者割当における本新株式及び本新株予約権の発行価額等は、特に有利な金額に該当しないと考えることが可能である。

イ 希薄化の規模の合理性

本新株式の発行及び本新株予約権の行使による希薄化は、以下のとおりであり、本第三者割当による発行済株式総数に対する希薄化は最大で合計38.00%（議決権数に対しては38.03%）となり、希薄化率としては小さなものではない。

	本新株式	本新株予約権
新規発行株式数（議決権数）	63,700株 (637個)	637,000株 (6,370個)
発行済株式総数（議決権総数）に対する希薄化率	3.45% (3.46%)	34.55% (34.57%)

※ 発行済株式総数（2021年4月16日現在）：1,843,800株

※ 議決権総数（2021年4月16日現在）：18,427個

しかしながら、取得条項に基づき一定の条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を貴社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、貴社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定である。

また、本第三者割当は、①財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金、②既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金の確保、③運転資金の確保を目的としており、貴社の経営課題の解決に寄与するものであるため、本第三者割当は中長期的に株主の利益に資すると考えられる。

さらに、本第三者割当においては、上記（3）のとおり、株式価値希薄化への配慮がなされていること、資金調達の柔軟性が認められること、流動性の向上が見込めること、譲渡制限が付されていること等から既存株主の利益に一定程度配慮した設計となっていることが認められる。

そして、一般論として市場環境の変化等の事情により本新株予約権の行使が進まない可能性はありうるものの、貴社株式の直近2年間における1取引日あたりの平均出来高は約71,300株、直近6ヶ月間における1取引日あたりの平均出来高は約13,000株であるため、貴社株式は一定の流動性を有しており、本新株式及び本新株予約権行使によって発行される株式の最大数である700,700株が、本新株予約権の行使期間である約2年間にわたって平均的に売却されると仮定した場合の1取引日あたりの売却数量は約1,400株となり、消化可能と考えることは不合理ではない。

したがって、本第三者割当による希薄化は合理的なものであると考えられる。

3. 結論

以上の検討の結果、当特別委員会は、2021年4月19日付で貴社取締役会において決議される予定の本第三者割当は、貴社にとって、必要性及び相当性が認められるものと判断する。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績

	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期
売上高	4,069,740千円	3,992,159千円	3,258,466千円
営業利益	21,302千円	22,850千円	△292,047千円
経常利益	21,884千円	45,447千円	△281,411千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,837千円	22,235千円	△332,295千円
1株当たり当期純利益	0.99円	12.06円	△180.26千円
1株当たり配当金	2.00円	3.00円	—
1株当たり純資産	237.62円	247.39円	64.11円

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（令和3年4月19日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,843,800株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期
始 値	419	552	903
高 値	642	5,000	1,199
安 値	393	552	403
終 値	538	890	825

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	787	834	791	917	1,030	900
高 値	946	847	920	1,109	1,041	910
安 値	771	740	760	910	773	856
終 値	827	776	910	1,029	887	872

(注) 2021年4月の株価については、2021年4月16日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2021年4月16日
始 値	878円
高 値	878円
安 値	862円
終 値	872円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

株式会社地域新聞社普通株式 発 行 要 項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 63,700 株
2. 募集株式 1 株あたりの払込金額 金 785 円
3. 払込金額の総額
50,004,500 円
4. 申込期日 2021 年 5 月 6 日
5. 払込期日 2021 年 5 月 6 日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：25,002,250 円
増加する資本準備金の額：25,002,250 円
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
8. 払込取扱場所
株式会社千葉銀行 八千代支店
9. その他
 - (1) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 上記のほか、新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

株式会社地域新聞社
第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社地域新聞社第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,344,250 円
3. 申込期日 2021年5月6日
4. 割当日及び払込期日 2021年5月6日
5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 637,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下、「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 6,370 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 525 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、785 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が524円（以下「下限行使価額」といい、第11の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) ただし、当社及び割当先が別途同意した場合に限り、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 普通株式について株式の分割をする場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機

関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2021年5月6日から2023年5月5日（但し、2023年5月5日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日に先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2021年4月19日）時点における当社発行済株式総数

(1,843,800株)の10%(184,380株)(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編対象会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 行使請求受付場所

株式会社地域新聞社 経理部

21. 払込取扱場所

株式会社千葉銀行 八千代支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 525 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（2021 年 4 月 16 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 872 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上